

大阪公立大学 共創パートナーズ会員規約

(名称)

第1条 本会の名称は、大阪公立大学 共創パートナーズ（以下「パートナーズ」という。）と称する。

(規約の趣旨)

第2条 本規約は、パートナーズの運営及びパートナーズに参画する会員（以下「会員」という。）について必要な事項を定める。

(パートナーズの目的)

第3条 パートナーズは、大阪公立大学（以下「本学」という。）が産業界や自治体等と多様な形態で共創し、本学の総合知と会員の知の融合によって、オープンイノベーションを推進することを目指す。

(会員特典)

第4条 会員特典は、以下のとおりとする。

- (1) 本学オープンイノベーションスペース（リビングラボ）の利用。オープンイノベーションスペース（リビングラボ）の利用規約は別に定める。
- (2) 会員限定イベントへの参加
- (3) 人材育成プログラムの参加
- (4) 会員限定の懇親会への参加
- (5) 本学が配信するメルマガ、ニュースレター等の受信
- (6) 本学が提供する法人・団体紹介の場の活用
- (7) 交流の場への参加
- (8) 本学 Web サイト等に会員名及び法人・団体ロゴの掲載
- (9) その他本学が特典として定めたもの

(パートナーズの会員区分)

第5条 会員とは、パートナーズの目的に賛同する法人及び団体のうち次条に定める入会手続きを完了したものをいう。

- 2 会員には、一般会員、優待会員、招待会員の区分を設ける。
- 3 一般会員は、本学と共創、又は共創を希望する企業、団体、NPO 等とする。
- 4 優待会員は、本学コンソーシアム等に参画している企業とする。
- 5 招待会員は、中百舌鳥キャンパススマートエネルギー棟入居企業（以下「入居企業」という。）、行政機関、国及び地方公共団体の設置する公的研究機関、大学等の非営利目的の教

育機関とする。

(入会手続き)

第6条 パートナーズへの入会にあたっては本規約を承諾の上、別に定める入会申込書をパートナーズ事務局(以下「事務局」という。)に提出し、学長の承認を得なければならない。なお、学長の承認及び会費の納入をもって入会手続きの完了とする。

2 入会申込書に記載された会員区分が前条の規定に該当しないと学長が判断した場合、事務局より申込者に区分を変更した場合の入会の意味確認を行った上で手続きを進める。

3 入会可否判断の理由については開示する義務がないものとする。

(会費)

第7条 会員の会費は、以下のとおりとする。

年会費	一般会員	100,000 円
	優待会員	50,000 円
	招待会員	無料

2 一般会員、優待会員及び入会申込書を提出し学長の承認を得た入会希望者は、毎年当該年度の会費を別に定める日までに納入しなければならない。ただし、10月1日以降の入会については、年会費を半額とする。

3 既納の会費は返還しない。

(会員期間及び更新)

第8条 会員期間は、毎年4月1日以降の第6条第1項の手続完了日から翌年3月31日までとする。

2 一般会員及び優待会員の会員資格は、毎年度会費の納入をもって更新される。

3 招待会員の会員資格は、入居企業については、毎年度レンタルラボの賃料の納入をもって更新され、行政機関、国及び地方公共団体の設置する公的研究機関、大学等の非営利目的の教育機関については、第13条に定める退会申し出がない限り自動更新される。

(会員情報の変更)

第9条 会員は、入会申込書記載事項に変更が生じた場合、速やかに第15条に定める事務局に変更内容を届け出るものとする。

(会員資格)

第10条 以下に該当する者は会員資格を認めないこととする。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力(以下「暴力団等反社会的勢力」と

いう。)に所属している者

(2) 暴力団等反社会的勢力と関与している者

(会員資格の譲渡禁止)

第11条 会員資格は、第三者に譲渡することができない。

(会員資格の取消)

第12条 会員は、以下のいずれかの事由に該当する場合、会員資格を取り消されるものとする。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 入会時に虚偽の申告があったとき。
- (3) パートナーズの信用又は名誉を失墜する行為を行ったとき。
- (4) 公序良俗に違反する行為があったとき。
- (5) 一般会員及び優待会員の場合は、年会費を1年以上滞納したとき。
- (6) 法人、団体の場合は法人、団体が消滅したとき。
- (7) 第10条各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき又は入会后新たに該当することとなったとき。
- (8) その他、会員として学長が不適格と認めたとき。

(退会)

第13条 会員は、退会する場合、別に定める退会届を不備なく提出しなければならない。

(会員情報の取扱い)

第14条 事務局は、本会の運営を円滑に行うため、入会申込書記載の会員情報を利用する。利用にあたっては、「個人情報の保護に関する法律」、「大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例」及び「公立大学法人大阪における個人情報の取扱い及び管理に関する規程」に基づき適正に取り扱う。

2 事前に許可を得た会員については、本学 Web サイト等で法人・機関名を公表する場合がある。

3 パートナーズの運営業務を第三者に委託し、守秘義務を課した上で必要最小限の範囲で開示する場合がある。

4 会員等からの申し出である場合又は会員等の同意がある場合には、イベント等の申込みや本施設の利用状況等の情報を会員等又はその同意を受けた者に開示する場合がある。

(事務)

第15条 パートナーズの事務局は、公立大学法人大阪本部事務機構産学官民共創推進室に

置く。

(本規約等の変更)

第16条 学長は、本規約等の内容を合理的範囲内において変更できるものとし、本規約等の変更後においては、変更後の本規約等の内容が適用されるものとする。なお、事務局は、本規約等を変更する際には当該変更の効力が発生する一定期間前から、変更内容を会員に十分周知するものとする。

2 本規約に定めるもののほか、パートナーズに関して必要な事項は、学長が別に定めることができる。

附則

1 この規約は、2025年4月1日から施行する。